

文部科学省内部公益通報対応要綱

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を実施するため、この要綱を制定する。

第1 目的

この要綱は、文部科学省（スポーツ庁及び文化庁を含む。以下同じ。）において、通報をした内部の職員等が当該通報をしたことにより不利益な取扱いを受けることのないよう、内部の職員等からの通報の対応その他の手続きを定めることにより、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護等にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって文部科学省の業務の適正な執行を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 内部の職員等 文部科学省の職員（退職者を含む。）、文部科学省に役務の提供を行っている派遣労働者、文部科学省との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者、当該事業者が使用する労働者又は当該事業者が役務の提供を行っている派遣労働者であつて当該事業に従事する者をいう。
- 二 通報対象事実 文部科学省（文部科学省の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為の事実をいう。ただし、個人の職務外の法令違反行為の事実は含まない。
- 三 通報 内部の職員等が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、文部科学省に設置された窓口に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。
- 四 相談 内部の職員等が、通報対象事実について文部科学省に設置された窓口で相談することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

第3 通報対応体制の整備

文部科学省において、通報に適切に対応するための体制を整備し、省改革推進・コンプライアンス室長がこれを統括するものとする。

第4 通報又は相談の対応等

(1) 窓口

通報又は相談（以下「通報等」という。）を受けするための窓口を大臣官房省改革推進・コンプライアンス室（以下「省改革推進・コンプライアンス室」という。）に設置するほか、文部科学省の外部に弁護士が通報等を受けの窓口を設置することができる。ただし、文部科学省の施設等機関及び特別の機関（以下「機関」という。）は、それぞれの機関の定めるところにより、当該機関の職員（退職者を含む。）、当該機関に役務の提供を行つ

ている派遣労働者、当該機関との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者、当該事業者が使用する労働者又は当該事業者に役務の提供を行っている派遣労働者であって当該事業に従事する者（以下「機関の職員等」という。）からの通報等を受けるための窓口を設置することができる。

機関の職員等は、機関に通報等を受けるための窓口が設置されている場合は、省改革推進・コンプライアンス室及び文部科学省の外部に設置された窓口のほか、当該機関に設置された窓口に通報等を行うことができる。

文部科学省の外部に設置された窓口及び機関に設置された窓口は、通報等を受けた場合は、あらかじめ当該通報等をした者の同意を得て、省改革推進・コンプライアンス室に速やかにその内容を報告するものとする。

（２）調査

調査の必要があると認められたときは、省改革推進・コンプライアンス室は、コンプライアンスチーム（コンプライアンスチームの設置について（平成31年4月1日文部科学大臣決定）に定めるコンプライアンスチームをいう。）の指導又は助言を受けて、事務次官の指示の下に、通報対象事実に関係する内部部局、施設等機関及び特別の機関（以下「関係部局」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、調査を行うものとする。

事務次官は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

（３）是正措置等の実施

関係部局は、当該関係部局の長の指示の下、調査の結果、法令違反行為の事実があると認めるときは、是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。関係部局が、是正措置等をとった場合は、その内容を省改革推進・コンプライアンス室に報告するものとする。

（４）関係者の処分

大臣官房人事課（以下「人事課」という。）又は関係部局は、調査の結果必要があると認めるときは、関係者に対し、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

（５）是正措置等の確認等

省改革推進・コンプライアンス室は、通報対応終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置等その他の改善を行うよう努める。関係部局は、新たな是正措置等その他の改善を行った場合は、その内容を省改革推進・コンプライアンス室に報告するものとする。

第5 職員の責務

文部科学省の職員は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。ただし、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

第6 通報をした者の責務等

通報をした者は、調査に対して、協力しなければならない。省改革推進・コンプライアンス室及び関係部局は、通報をした者から必要な協力が得られない場合は、調査を中止することができる。

第7 秘密の保持及び個人情報の保護等

文部科学省の職員又は通報をした者は、通報等及び調査により知り得た秘密を保持するとともに、個人情報を漏えいしてはならない。

文部科学省の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報をした者を特定しようとする行為（以下「通報をした者の探索」という。）をしてはならない。

人事課又は関係部局は、正当な理由なく当該秘密若しくは個人情報を漏えいした職員又は通報をした者、正当な理由なく通報をした者の探索をした職員に対し、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

第8 不正の目的の通報等への対処

通報等をした者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報等を行ったことが判明した場合は、人事課又は関係部局は、通報等をした者に対し、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

第9 通報等をした者の保護等

内部の職員等は、正当な通報等をしたことを理由として、文部科学省から不利益な取扱いを受けないものとする。

人事課又は関係部局は、必要があると認めるときは、通報等をした者に対して不利益な取扱いを行った職員に対し、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、公文書管理に関する通報に係る事項については別に官房長が定めることができる。また、文部科学省における公益通報者保護法の実施に関し必要な事項（内部の職員等からの通報等に関することに限る。）は、省改革推進・コンプライアンス室長が定める。

附 則

この決定は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 （平成21年3月21日20文科人第8024号）

この決定は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 （平成25年3月27日25文科人第1号）

この決定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 （平成30年3月29日29文科人第610号）

この決定は、平成30年3月29日から実施する。

附 則 （平成31年3月29日30文科人第667号）

この決定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 （令和4年5月26日4文科改第4号）

この決定は、令和4年6月1日から実施する。